

## 成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結 その他相続財産の保存に必要な行為についての許可申立てについて

福岡家庭裁判所後見センター

### 1 この申立てについて

成年後見人は、成年被後見人(本人)が死亡した場合において、必要があるときは、本人の相続人の意思に反することが明らかなときを除いて、相続人が相続財産を管理することができるに至るまで、裁判所の許可を得て、本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為をすることができます。

#### 《許可を要する行為の例》

- ① 本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結
- ② 債務弁済のための預貯金の払戻し
- ③ 本人が入所施設等に残置していた動産等に関する寄託契約の締結
- ④ 電気・ガス・水道の供給契約の解約

### 2 この申立ての留意事項

この申立てができるのは、成年後見人だけです。保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人は申立てができません。

### 3 申立てに必要なもの

#### (1) 申立て費用

- 収入印紙 800円  
※ 1通の申立書で複数の事項について許可を求める場合も800円です。
- 郵便切手 84円  
※ 郵便切手は貼らずに提出してください。

#### (2) 提出する書類

- 申立書
  - 申立事情説明書
  - 本人の死亡の記載のある戸籍謄本又は死亡診断書の写し
- 《債務弁済のための預貯金の払戻しの場合》
- 預貯金通帳の写し及び債務の存在を裏付ける資料
- 《本人が入所施設等に残置していた動産等に関する寄託契約の締結の場合》
- 寄託契約書(案)
- 《本人の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結の場合》
- ※ 疎明資料の提出は原則不要です。
- 《電気・ガス・水道の供給契約の解約の場合》
- ※ 疎明資料の提出は原則不要です。

- ※ 既に裁判所に提出済みの場合は、提出不要です。
- ※ 上記以外に裁判所から書類の提出をお願いする場合があります。

以 上